

(8) 北海道大学脳科学研究教育センター評価内規

[平成 17 年 3 月 17 日制定]

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人北海道大学評価規程（平成 16 年海大達第 68 号）に基づき、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「本センター」という。）が行う教育研究活動等の状況についての点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会)

第 2 条 本センターに、次に掲げる事項を行うため、北海道大学脳科学研究教育センター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 本センターの点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 本センターの点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 本センターの点検及び評価に関する脳科学研究教育センター評価報告書等の作成及び公表に関すること。
- (4) 本センターの点検及び評価の結果についての学外者による検証（以下「外部評価」という。）の実施に関すること。
- (5) 本センターの法人評価及び認証評価の対応に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 脳科学研究教育センター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 本センター運営委員会研究企画専門委員会委員長
 - (3) 本センター運営委員会教務専門委員会委員長
 - (4) 本センター各研究グループから各 1 名
 - (5) 医学系事務部総務課長
 - (6) その他センター長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第 4 号及び第 6 号の委員は、センター長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評価の公表)

第7条 センター長は、委員会が点検及び評価を実施し、その結果を取りまとめた場合は、これを公表するものとする。

(外部評価)

第8条 センター長は、委員会が行った点検及び評価の結果について適宜の方法により外部評価を受けるように努めるものとする。

2 外部評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評価結果の対応)

第9条 センター長は、委員会が行った点検及び評価、外部評価、法人評価及び認証評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

2 センター長は、本センターの関連する委員会において改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、医学系事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、本センターの点検及び評価に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。